

令和7年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和7年5月14日（水）午前10時00分～10時25分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 会長  
矢 吹 徹 雄 副会長  
伊 藤 育 子 委員  
金 田 慎 吾 委員  
西 野 悦 子 委員

[事務局] 総務部長 松儀 倫也  
同部総務課長 森本 栄樹  
同課文書・法制担当 主査 佐々木 浩  
同課文書・法制担当 主事 船造 夏乃

傍聴者 なし

議 題 【報告】令和6年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【森本課長】 大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会の前にお時間を頂戴しまして、事務局体制に変更がありましたので、自己紹介をさせていただきます。総務部長の松儀です。総務課長の森本です。主査の佐々木です。主事の船造です。よろしく願いいたします。

それでは、令和7年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を始めます。本日の審査会ですが、お手元の会議次第に従って進めてまいります。

はじめに、向田会長から一言お願いいたします。

【向田会長】 お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。このところ、気候は暑かったり寒かったりで体調管理が大変ですが、皆さんもどうぞお体に気をつけていただきたいと思います。今日は、会議次第に従いまして、令和6年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況について進めていく予定です。それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

【森本課長】 令和6年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について担当の方から報告させていただきます。

【向田会長】 それでは、報告事項についてお願いいたします。

【事務局】 私から報告事項としまして、令和6年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況の報告をいたします。

資料としまして、令和6年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況と開示請求の内容の詳細を記載したものが本日の資料となっています。

初めに、1ページをご覧ください。

左側が情報公開制度、右側が個人情報保護制度の実施状況となっています。

情報公開制度における開示請求の件数は、市長部局が17件、教育委員会が1件ということで、トータルで18件でした。情報公開制度の開示状況につきましては、全部開示が9件、一部開示が5件、文書不存在が5件、開示請求の取下げが1件となっています。

続きまして、右側の個人情報保護制度における開示請求の件数は、市長部局が5件、トータルで5件でした。個人情報保護制度の開示状況につきましては、全部開示が1件、一部開示が2件、不開示が1件、文書不存在が2件となっています。

前年度比では、情報公開制度の開示請求の件数は3件増加し、個人情報保護制度の開示請求の件数は5件増加しています。

次に、情報公開制度における開示請求の個別の内容であります。以下、一部開示決定と不開示決定になった案件についてご説明いたします。

整理番号1です。

「コロナワクチンが始まってから今までの石狩市の全死亡事例の年齢、性別、死亡日、接種日、ロット番号のデータ」の開示請求です。この開示請求に対しては、新聞のお悔み欄と照合すると個人を特定することができる場合があることから、年齢、死亡日のデータは不開示として

います。

整理番号2です。

「石狩湾新港港湾区域内に設置されている洋上風力発電施設の固定資産税の件についての小樽市と石狩市と北海道との協議記録」の開示請求です。協議記録に記載された北海道職員と小樽市職員の氏名は、個人情報に該当するものとして不開示としています。そして、令和5年10月10日に使用した北海道から提供された資料は、開示を前提として作成されておらず、開示することにより北海道及び小樽市との信頼関係を著しく損なうおそれがあるため不開示としています。3点目ですが、令和5年10月10日に使用した課税情報の資料は、地方税法で定める守秘義務事項に該当するものとして不開示としています。

整理番号6です。

「石狩市公式ホームページリニューアル業務委託における企画提案時の資料」の開示請求です。企画提案書のうち、企業名やアイデア・ノウハウが記載された箇所は不開示としています。また、CMSと審査の採点表において企業名は不開示としています。

整理番号8です。

「農林水産省が管轄する中山間地域等直接支払交付金を、直近1年間に受給した市町村全ての協定者及び事業に関する公文書または資料」の開示請求です。市に提出された交付申請書のうち、納品書や領収書に記載された法人職員の氏名や印影は、個人情報のため不開示としています。そして、請求書に押印された法人の代表者の印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としています。

整理番号18です。

「私立保育所等での子ども・子育て支援給付金管理システムの契約書類」の開示請求です。契約書に押印された法人の印影は、書類の偽造に悪用されるおそれがあることから不開示としています。また、契約1年目なことから保守契約は行っておらず、また、市の独自加算はないことから、保守契約と市の独自加算に関する書類は不存在としています。

次に個人情報の開示請求になります。

整理番号1です。

「地域包括ケア課が保有する、家庭内暴力が記載された書類」の開示請求です。亡くなった父の相談記録のうち、亡き父の個人情報と開示請求者以外の個人情報を不開示としています。さらに、その相談内容を開示すると今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある箇所についても不開示としています。この案件は、一部開示決定を不服とする審査請求の提出があり、令和6年11月13日開催の審査会において、審議の上で答申をいただいています。

整理番号4です。

「給水装置工事申請書」の開示請求です。開示請求に対しては、給水装置工事申請書が隣の方の個人情報の書類になりますので不開示としています。また、土地使用承諾書は開示請求者の情報であることから、こちらは全部開示しています。

整理番号5です。

「石狩市子ども相談センターが聴取した内容」の開示請求です。相談記録のうち、開示請求者以外の個人情報を不開示としています。さらに、その相談内容を開示すると今後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあつた箇所についても不開示としています。

次に審査請求になります。

令和6年度に提出された審査請求は、全部で3件ありました。

1件目は、入札結果に係る公文書の開示決定に対する審査請求です。整理番号4の全部開示決定に対する処分を不服として審査請求がなされたものです。審査請求の内容は、入札結果の開示方法を紙文書ではなく電磁的記録で行うことを求めるものとなっています。5月31日に全部開示決定を通知しましたが、審査請求期間である3か月を超えた9月26日に審査請求書の提出があつたことから、この審査請求に対しては却下としました。

2件目は、1件目の審査請求が却下となつたため改めて開示請求を行い、市の開示決定から3か月以内に審査請求が提出された案件になります。整理番号12の全部開示決定に対する処分を不服として審査請求がなされたものです。こちらは、本年2月6日開催の審査会において、その詳細な経過等を審査会で説明し、審議の上で答申をいただいています。原処分妥当の上で棄却となつたことを、あらためてご報告いたします。

3件目は、家庭内暴力に関する相談記録を一部開示ではなく全部開示することを求める審査請求となっています。整理番号1の一部開示決定に対する処分を不服として審査請求がなされたものです。こちらは、昨年11月13日開催の審査会において、その詳細な経過等を審査会で説明し、審議の上で答申をいただいています。原処分妥当の上で棄却となつたことを、あらためてご報告いたします。

資料説明につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

【向田会長】

ありがとうございました。

只今の報告についてご質問がありましたら、どうぞご自由にお願ひいたします。

【向田会長】

整理番号2ですが、石狩湾新港の協議記録で北海道から提供された資料であり、開示を前提として作成されておらず、開示することにより北海道及び小樽市との信頼関係を著しく損なうおそれがある部分を不開示としたのですか。

【事務局】

開示した文書のうち、北海道から提供された数ページぐらゐの資料を不開示としました。

【向田会長】

申請者が北海道の資料の開示を求めたいとすると、北海道に開示請求することになるのでしょうか。

【事務局】

北海道に対して資料の開示請求ができるかと思いますが、北海道には開示請求をしていないと思われまふ。

【向田会長】

令和6年度審査請求状況詳細の整理番号2については、この審査会で審査した案件ですが、それから動きがありましたか。

【事務局】

2月6日に審査会があり、各委員の方に答申内容を確認していただき、3月27日に裁決書を送付しましたが、その後、この裁決について連絡などは現在のところない状況です。

また、整理番号3の11月13日の審査会の件ですが、12月10日に裁決書を送付しましたが、その後、特に連絡などはありません。また、裁決書の送付から6か月の訴訟対象期間中ではありますが、現在のところ動きはありません。

また、開示請求の動きですが、開示請求の件数が増えています。令和

6年度に、新型コロナウイルスの予防接種に関する開示請求が3件ありました。今年度に入ってから、死亡された方の遺族からの個人情報の開示請求が1件あり、また、開示請求ではありませんが問い合わせも1件あり、新型コロナウイルス関連の開示請求が増えてきている状況となっています。

【向田会長】 新型コロナウイルスが原因で亡くなっている方がいるのではないかとということですか。

【事務局】 新型コロナウイルスの予防接種と死亡との関連性を調べている方が、ワクチンのロット番号の情報について開示請求されています。

また、情報公開請求の利用状況ですが、令和6年度は18件の開示請求がありました。このうち9割近くが石狩市以外からの開示請求となっています。例えば、東京都、京都市、大分県などから開示請求がありました。市のホームページからオンライン申請で手続きできる状況にあり、紙で提出することなく電子で手続きできるため、比較的开示請求が行いやすくなっていることも要因かと思われます。

【向田会長】 ほかにどういった内容が多いですか。

【事務局】 開示請求の種類別では、例えば、契約・入札に関する事、土地に関する事が多く、開示請求者は法人の社員と思われる方からの開示請求が多いです。

【向田会長】 使いやすくなっているということですね。

【事務局】 利便性が向上し、情報公開制度が広く浸透してきている表れではないかと思われます。

【向田会長】 その他に質問がありますでしょうか。

この報告を了承したということによろしいでしょうか。

事務局から何か連絡がありますか。

【森本課長】 審査会の開催についてですが、定期的には開催するのは年度当初に開催される今回の1回となっています。その他には、昨年もありましたが、情報公開や個人情報の開示請求が行われ、開示結果に不服がある場合には、日程調整の上、審査会を開催することになりますのでよろしくお願い致します。

もう一点ですが、審査委員の任期ですが、3年となっており今年度で任期満了になります。今後、個別にご相談させていただきますので、その際はよろしくお願い致します。

【向田会長】 これをもちまして、今回の審査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

議事録確定 令和7年5月27日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範